

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成 29 年 7 月 4 日

今治市監査委員 川 口 義 輝
同 藤 原 秀 博

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 書 の 日 付 |
|--|---------------------|
| 都市建設部 道路課 | 平成 29 年 6 月 2 日 |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 防災対策事業分担金について、受益者への納入通知書等が年度内に送付されていないものが見受けられたので、会計年度の区分については、十分に注意を払っていただきたい。</p> <p>2 道路清掃委託料で分割発注と見られる事例が見受けられたので、発注前に現地を十分確認したうえで、一括して発注するなど契約規則に基づいて適正に事務処理されたい。</p> | |
| <p>(措置の内容)</p> <p>1 ご指摘のとおり、今後は公示の進捗状況に配慮し、竣工後速やかに調定事務を行い、年度内に納入通知を発送するように努めたい。</p> <p>2 事前に現地の状況を十分に確認し、発注時期や相手方について検討し、適切な発注ができるようにいたしたい。</p> | |

| | |
|---|---------------------|
| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 書 の 日 付 |
| 都市建設部 都市政策課 | 平成 29 年 6 月 2 日 |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 一筆座標値街区、基準点等座標値、街区基準点等網図の交付事務において、一部の支所では申請時に申請書を求めておらず、手数料金額の確認に必要と思われることから、適正な事務処理を行われたい。</p> | |
| <p>(措置の内容)</p> <p>1 閲覧（交付）申請書の作成と手数料確認を徹底するよう、適正な事務処理をするように各支所に指示を行いました。</p> | |
| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 書 の 日 付 |
| 都市建設部 用地管理課 | 平成 29 年 6 月 2 日 |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 道路占用料については、今治市道路占用料徴収条例により、占用許可期間が翌年度以降にわたる場合、当該年度の4月末日までに納付しなければならず、また、今治市会計規則により、当該年度に収入できなかったものは、出納閉鎖の日の翌日に翌年度に繰り越し、繰り越された年度に収入できなかったものは、当該年度の終了の日の翌日に次年度に繰り越すとされている。しかし、調定日が遅延しているものや納期限の設定が無いものが見受けられたため、今後は、例規に沿った適正な事務処理を行われたい。</p> <p>2 法定外公共用財産占用料については、今治市法定外公共用財産管理事務取扱要領により、工作物設置のための水路占用は、宅地進入のための通路橋又はライフラインに係るものとされており、それ以外については、理由書の添付が義務付けされている。しかし、一部その他通路申請に、理由書の添付が無いものが見受けられたため、今後は、取扱要領の改正も検討し、適切な事務執行に努められたい。</p> <p>3 用途廃止財産の売払いにおいて、今治市法定外公共用財産管理事務取扱要領では、契約締結者は、当該財産が無地番のときは、不動産表示及び所有権保存登記を行い、</p> | |

登記完了後、所有権移転登記嘱託請求書を提出し、市が所有権移転登記を行うものとされている。しかし、効率性を鑑み、契約締結権者が直接自己の所有として保存登記されており、実務に則した取扱要領の改正も検討し、適切に事務処理されたい。

- 4 道路灯維持修繕において、同地域、同時期に実施する場合においても、単独随意契約を実施している案件が見受けられたため、特に緊急を要する場合を除いては、合わせて比較見積りを実施するなど、適切に事務処理し、経費削減に努められたい。

(措置の内容)

- 1 調定予定日の1ヵ月前から準備作業を行い、調定日が遅延しないよう事務処理の適正化を図る。
- 2 今治市法定外公共用財産管理事務取扱要領第3条（占用許可基準）について、改正するものとし、事務処理の適正化を図る。
- 3 今治法定外公共用財産管理事務取扱要領第18条（所有権移転登記等）について、改正するものとし、事務処理の適正化を図る。
- 4 同地域、同時期に修繕を実施する場合は、緊急を要する場合を除き、比較見積りを徴収することにより経費節減に努めるものとする。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 書 の 日 付 |
|-------------|---------------------|
| 都市建設部 公園緑地課 | 平成 29 年 6 月 2 日 |

(監査の結果)

(指摘事項)

- 1 公園使用料等について、調定及び収納事務で、不適切な処理を行っている事例が見受けられたので、適正に事務処理されたい。
- 2 浄化槽清掃業務について、給付完了の検査を実施し、検査調書を作成されたい。
- 3 街路樹剪定業務において、分割発注が疑われるものが見受けられたので、計画的かつ合理的な執行に努められたい。
- 4 公園遊具定期点検業務委託について、設計書の遊具数量が実在するものと合致しない事例が多く見受けられたので、適正な予定価格の積算及び入札が実施できるよう、公園遊具を適切に管理されたい。また、契約書に定める従事者名簿が提出されておら

ず、設計書に沿って業務が実施されていないものが一部見受けられたので、適正に事務処理されたい。

- 5 公園等管理業務委託（樹木等管理）について、公園遊具の日常点検が含まれているが、積算内訳書の遊具数量が実在するものと合致しない事例が見受けられたので、適正な予定価格の積算及び入札が実施できるよう、公園遊具を適切に管理されたい。

（意見）

- 1 公園遊具の管理について、月例点検及び定期点検の検査結果等を踏まえて、順次改修等を実施されているが、点検項目の一つである安全領域について、基準を満たしていないものが散見された。予算や設置場所の制約があるため、対応には限りがあるが、公園管理者として子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保できるよう配慮されたい。

（措置の内容）

（指摘事項）

- 1 公園使用料等について、適正に処理するようにしています。
- 2 平成29年度実施予定の浄化槽清掃業務完了の際は、検査調書を作成し適正に処理するようにいたします。
- 3 枯れ枝など緊急性が高い箇所を優先して剪定を実施したのちに、予防的に剪定の必要がある箇所を行うなど時期をずらす予定でしたが、先に実施した箇所の範囲外から苦情が多くあったため、やむを得ず対応しました。平成29年度は、より計画的な管理を行うよう努めています。
- 4 適正な予定価格の積算及び入札が実施できるよう、遊具の設置状況を精査しています。また、契約書に定める従事者名簿については平成28年度契約分から提出を受けています。
- 5 適正な予定価格の積算及び入札が実施できるよう、遊具の設置状況を精査しています。

(意見)

- 1 予算の範囲内で優先順位を決め、安全に配慮し順次対応しています。

監 査 対 象 機 関

監 査 結 果 報 告 書 の 日 付

都市建設部 住宅管理課

平成 29 年 6 月 2 日

(監査の結果)

(意見)

- 1 空き部屋の修繕のために一時的に契約した電気・水道の光熱水費について、当初の修繕予定が変更となったものについても、修繕が完了するまで長期間支払いが継続されていたものが見受けられたので、修繕予定と光熱水契約状況を把握し、経費節減に努められたい。

(措置の内容)

- 1 空き部屋の修繕一覧による光熱水契約状況チェックシートを作成して、開栓状況を適宜把握しながら、修繕終了若しくは予定変更時に速やかに閉栓処理を行うとともに、翌月の請求書内容で再度確認し、閉栓処理を適正に行うよう見直しを行った。